

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和5年度			
施設名	秋田県勤労身体障害者スポーツセンター	設置年	昭和	51 年
所在地	秋田市新屋下川原町2番4号			
指定管理者	一般財団法人秋田市勤労者福祉振興協会			
県所管課	雇用労働政策 課		就業支援 チーム	

1 施設の概要

設置目的	勤労身体障害者のスポーツの普及振興を図り、勤労意欲と福祉の向上に資する。					
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標特になし					
	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として施設に求められているもの特になし					
施設の面積	敷地面積9, 858.60㎡ 延床面積1, 277.37㎡					
主な設置施設	体育館、会議室、屋外運動場など					
指定管理業務の内容	料金制	有（利用料金併用制）				
	料金設定	別表による				
	サウンディング実施対象施設※	×				
	指定期間	R5.4.1		～ R8.3.31		
	営業期間・時間	通年午前9時～午後5時まで(祝・休日を除く木曜日は午後8時まで利用可)				
	・使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関すること。 ・健常者の利用に係る利用料金の徴収に関すること。 ・施設及び設備の維持管理に関すること。 ・センターの利用を通じた勤労身体障害者のスポーツの普及に関すること。 ・センターの管理に関し知事が必要と認める業務。					
自主事業の内容	主に勤労身体障害者のスポーツ普及振興と利用の促進等を目的に「フライングディスク体験会3回」、「グラウンド・ゴルフ交流会1回」、「3B体操教室2回」など計9回実施し、延べ123人の方が参加した。					
直近3年の年間利用者数	R3	14,268 人	R4	14,366 人	R5	11,479 人
直近3年の年間利用収入	R3	千円	R4	千円	R5	151 千円
直近5年の収支決算(単位:千円)		R元	R2	R3	R4	R5
収入 計		11,504	11,716	11,707	11,753	11,418
利用料金収入						151
指定管理料		11,492	11,705	11,705	11,705	11,235
その他収入		12	11	2	48	32
支出 計		11,271	11,300	11,623	11,436	12,119
人件費		6,807	6,911	7,139	7,082	7,606
光熱水費		1,072	1,027	1,352	1,389	1,318
修繕費		752	510	389	473	412
外部委託費		907	896	956	975	801
その他経費		1,733	1,956	1,787	1,517	1,982
差 引		233	416	84	317	▲ 701

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

2 観点ごとの評価

＜観点Ⅰ＞ 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

○目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和5年度 の目標	利用者数 15,000人
--------------	--------------

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	実績	11,479	達成率	76.5%	
	具体的な 取組と その効果	健常者の利用については、令和5年度より利用料金を徴収しており、事前に窓口等において既利用者に対し、声掛け等を積極的に行い、引き続きの利用促進に努めた。リーフレットの作成、ホームページでの施設予約状況の掲載、自主事業のPRなどを実施したが、猛暑、地区内の熊出没などもあり、屋内での事業の実施が中心になったことや有料化の影響が想定より大きく、目標達成には至らなかった。			
直近3年 の実績	年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	目標	15,300	15,300	15,500	
	実績	12,639	14,268	14,366	
	達成率	82.6%	93.3%	92.7%	
令和6年度 の目標 (設定根拠)	目標	利用者数 11,500人			
	設定根拠	健常者利用の有料化に伴い、健常者の利用が減少したため、障がい者と健常者の交流や障がい者の利用を妨げない範囲での健常者の利用を促進し、前年度実績利用者数の維持を目指す。			

＜観点Ⅰ＞の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	C	令和5年度の利用者数は未達となったが、障がい者の利用は、前年比1,185人の増となっている。今後においては、リーフレットおよびホームページ等を活用して一層の周知・宣伝を行うとともに、各種の事業を通して障がい者および健常者の利用促進を図る。
	県 (所管課)	B	健常者利用有料化の影響がある中でも、リーフレットの作成や自主事業のPRなど、工夫して利用者数を増やす取り組みを行っており、利用者数は目標の76.5%にとどまっているものの、障がい者の利用者数は前年度より1,185人増加したことは評価できるため、B評価とした。

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。
また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

＜観点Ⅱ＞ 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和5年度 の実績	実績	79.0%		
	具体的な 取組と その効果	・利用者アンケートで要望のあった「グラウンドの整備等」については、グラウンドの状況を確認して草刈り等作業をこまめに実施した。 ・健全者トイレの給水管工事の実施、障がい者トイレの始業時、終業時の点検確認と施設利用後の確認を行い、施設の衛生管理に努めた。		
利用者満足度 の状況 (直近3年)	R2年度	R3年度	R4年度	
	93.0%	81.0%	78.0%	

＜観点Ⅱ＞の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	B	・利用者アンケート等のご意見等については可能な限り対応している。 ・初年度でもある利用料徴収等に関しては丁寧に説明を行ない対処している。 ・一層の利用者とのコミュニケーションを図るべく、積極的に声掛けを行っている。 ・障がい者の利用の際は、積極的に介助を行い安全安心利用に努めている。
	県 (所管課)	B	定期的にグラウンドの草刈り作業を実施するなど、利用者の要望を聞き取り、施設運営に反映させることで、満足度の向上に努めている点は評価できる。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A:満足度80%以上 B:A及びC以外 C:満足度60%未満

＜観点Ⅲ＞ 効率性の向上等に関する取組

(1)経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	経費の 低減実績	・再業務委託の外部委託費約174,000円を低減した。 ・主たる水道光熱費の電気および灯油の使用量については微減となった。
	具体的な 取組と その効果	・事業費に占める割合の高い外部委託費の「清掃業務」については、職員が行うこととした。 ・電気および灯油の使用量については、サービス低下を招かぬよう細心の注意を払い抑制に努めた。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2)収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	収入の 増加実績	・利用料収入とその他収入(自主事業収入等)の合計で183千円となった。
	具体的な 取組と その効果	・健全者の利用に際しては利用料を徴することとなったことから、前年度より対象となる団体等に丁寧な説明をして、引き続きの利用を要請した。 ・ホームページに施設予約状況や料金一覧表を掲載するなど周知を行い利用の促進に努めた。

＜観点Ⅲ＞の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	B	・経費の低減については、外部委託費の削減、水道光熱費の抑制に努めた。 ・自主事業収入については、案内チラシ等のホームページへの掲載および館内掲示、来館者への声掛けなどを実施したが、天候による中止などもあり前年度を下回った。
	県 (所管課)	B	利用料金収入は想定を下回ったものの、原油価格が高騰する中、水道光熱費の抑制に努めたほか、清掃業務は職員が行うこととして、外部委託経費の削減を図ったことは評価できる。

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上悪化

＜観点Ⅳ＞ 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	○人員配置について 管理運営においては当初6名体制での配置を予定していたが、1名の欠員が生じたことから5名体制とし、1名あたりの就業時間数を調整してサービスの低下を招くことのないよう適切に対処したほか、繁忙期等においては、協会の協力を得るなど状況に即した対応に努めた。 ○利用者へのサービス向上の取り組みについて すべての利用者に対して受付時の言葉遣いや接客態度に気を遣い、利用者が理解しやすいように丁寧な説明を心掛けるとともに、利用可能なスポーツ種目等に関する知識を深め、多くの利用者に対応できるよう努めた。 ○利用促進の取り組みについて 利用者への積極的な声掛けなど、利用者が職員と気軽にコミュニケーションを図れる環境を作り、リピーターの確保に努めたほか、ホームページで施設の予約状況、自主事業の案内等を掲載した。 ○安全管理について 日常保守点検表に基づき、始業前の館内点検を行い利用者の安全・安心利用に努めたほか、救急救命講習会および消防総合訓練を実施した。 ○危機管理等について 地震等の災害対応マニュアルおよび緊急時連絡体制を整備している。
--------------	---

＜観点Ⅳ＞の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	B	各項目の実績報告に記載のとおり、施設の管理運営等の指定管理業務は適正に行なっている。
	県 (所管課)	B	利用者に対する挨拶や丁寧な言葉づかいは、高い満足度につながっているほか、利用者の安心・安全な利用を第一に考えた施設運営が行われている。

【評価基準】 A: 順調(改善点なし)、B: 概ね順調(重大な問題点なし)、C: 改善が必要(重大な問題点あり)

県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)
設置時から障がい者は無料で優先利用できる施設であり、障がい者の利用は増加傾向にあるなど、スポーツを通じて、障がい者の勤労意欲の向上や、障がい者の自立及び社会参加を促進するなど、障がい者福祉の向上に寄与している。
○施設運営の課題
令和5年度から健常者の利用料金徴収が始まったが、健常者の利用者数が想定を下回ったため、施設運営への影響が懸念される。また、築48年が経過しているため、施設の老朽化が進んでいる。
○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)
耐用年数が残り12年となっているため、今後の施設のあり方については、利用者団体の意見を取り入れながら検討する。

【外部有識者委員会による評価(提言):令和 年度実施】

※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上公表する。

評価(提言)
○施設の管理運営状況について(<観点Ⅰ>～<観点Ⅳ>に対するコメントを記載)
○県の施策達成に向けた施設運営について (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)

【外部有識者委員会による評価(提言)を踏まえた今後の対応方針:令和 年度策定】

今後の対応方針
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)

【今後の対応方針の進捗状況について】

※今後の対応方針策定済みの施設について、策定翌年度の評価対象年度から記載

今後の対応方針の進捗状況
指定管理者（施設の管理運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載）
県所管課（県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載）

(別表)

1 体育館等の利用料金

区 分				使用の単位	利用料金の額
体育館	貸切使用	一般	全面	1 時間につき	800円
			片面	1 時間につき	400円
		児童生徒	全面	1 時間につき	400円
			片面	1 時間につき	200円
	貸切使用以外の使用	一般		1 人 1 時間につき	60円
		児童生徒		1 人 1 時間につき	30円
多目的グラウンド	貸切使用	一般		1 時間につき	410円
		児童生徒		1 時間につき	210円

備考

- (1) この表において「児童生徒」とは、小学校就学の始期に達するまでの者、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。
- (2) 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。

2 体育館の照明設備及び暖房設備の利用料金

区 分	使用の単位	利用料金の額
照明設備	1 時間につき	300円
暖房設備	1 時間につき	400円

備考 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。